

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子 外31名

被 告 埼玉県知事 外4名

準備書面 (11)

平成19年4月25日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関 口 幸

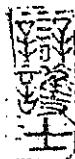


第1 求釈明について

平成19年2月7日付け原告の求釈明書について、順次釈明する。

1 八ッ場ダム計画への参画と水利権の内容の変更について（求釈明事項の1）

(1) 八ッ場ダム建設事業に参画することの意思表示は、昭和60年11月27日付け建設省（現国土交通省）からの「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成について（照会）」（乙第81号証）を受け、昭和61年3月24日の埼玉県議会議決を経て、建設省（現国土交通省）に対して、昭和61年3月26日付け「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成について（回答）」（乙第82号証）において行った。また、基本計画の変更に当たっても同様に、平成15年11月11日付けの国土交通省からの照会（乙第83号証）に対して、平成16年3月25日の埼玉県議会議決を経て同意する旨の回答（乙第84号証）を平成16年5月6日付けで行ったもので、その他の覚書



等は存在しない。

なお、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（乙第8号証）には、埼玉県の水道の取水を可能ならしめることの記述があり、農業用水合理化事業により取得した水利権の非かんがい期における水源の手当を八ッ場ダムにより行う等の説明が同計画参考図書に記載されていることからもわかるように、八ッ場ダム建設事業への参画により「非かんがい期の水源措置条件」が満たされたのであって、これにより水利使用規則の取扱いが変更されたことは言うまでもないことである。

(2) 原告が求める釈明はダムの撤退を前提としているが、八ッ場ダムは農業用水合理化事業の非かんがい期水源を確保すべく参画したことは既に述べてきたところである。一方、現在、県民200万人以上への水道水の供給は暫定水利権に依存しており、これらの水利権を安定水利権とするためには、八ッ場ダムで開発される非かんがい期の水源は必要不可欠であることについても既に述べてきたところである。

したがって、これまで繰り返し主張しているように事業からの撤退は考えられないのであるから、本求釈明に関しての釈明は要しないと考える。

(3) 上記(1)の文書証拠については、文中に示しているとおりである。

2 かんがい期にも豊水条件が付されていることについて（求釈明事項の2）

原告は、「農業用水権がかんがい期には正規な水利権（安定水利権）であると主張するにもかかわらず、転用された水利権については、かんがい期にも豊水条件が付されており、これは、明らかに矛盾している。」と主張している。

水利権の付与は、その目的によって期間が設定されるもので、農業用水は、かんがい期の期間、水道用水は、年間を通じて期間が設定される。農業用水は、確かにかんがい期には安定的な水利権であるが、年間を通じて取水を必要としている水道用水にその水利権を充てた場合、非かんがい期における水源が確保

されていない（八ッ場ダム等が未完成である）ことから、年間を通じて豊水条件を付したとするのが国土交通省の見解である。この農業用水から水道用水への水利権の転用の際に、被告はこの取扱いを了解しており、特別な意見は述べていない。

以上